

在日同胞政策に対する要望書

第 18 代大統領選挙候補者

〇〇〇 貴下

第 18 代大統領選挙に出馬された〇〇〇様に心より敬意を表します。

私たちは、きたる 12 月 19 日に実施される第 18 代大統領選挙が、日本に暮らす私たちにとっても非常に大きな意味を持っており、かつ在日同胞が有権者としてはじめて大統領を選ぶことのできる画期的な選挙であると考えています。

そうした選挙を前に、今後の在日同胞に対する政策について、以下のように要望いたします。

ぜひとも、選挙公約としてとりいれていただき、今後の政策に活かしていただきますよう、よろしく願いいたします。

【要望項目】

1. 民族教育事業への支援の拡充について

在日同胞の子どもたちに対する民族教育は在日同胞社会の最も大きな関心のある課題のひとつです。いまだに偏見や差別の根強い日本社会では、ほとんどの子どもたちが十分な民族教育を受けることができる環境がありません。また、いまでは旧植民地出身者の子孫のみならず、新規入国者、国際結婚家庭、日本籍帰化家庭など、子どもたちも多様化しており、民族学校、民族学級、地域でのとりくみなど、多様なニーズに応える形での民族教育を実施していくことが求められています。

ぜひとも韓国政府として次世代をになう在日同胞の子どもたちの民族的アイデンティティを育むため、韓国系民族学校 4 校と公立学校に開設されている民族学級への支援を拡充してくださるよう要望します。

2. 韓国在住の在日国民の処遇、住民登録制度について

現在韓国で居住している在外国民は住民登録ができず、「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」第 6 条にもとづく国内居所申告ができるとされています。しかし、住民登録と同一の効力を持つとされている国内居所申告のデータが行政安全部、外交通商部など他部署において共有されていないため、児童就学通知書が届かないなど行政サービスから排除されたり、金融取引をはじめとする経済活動で排除される不便を経験しています。その一方で国税庁だけはデータを共有しています。権利や福利からは排除する一方で義務のみを要求するものに他なりません。

韓国で生活するか、永住権を持つ海外で生活するかは、家族・親戚や仕事等の生活基盤が両国に根付いている在外同胞にとってはどちらも欠かせない選択肢です。とくに在日同胞は、日帝強占により非自発的に渡日した者が大部分です。しかし在外国民に対する処遇はいわば自発的な海外移住者を想定したものとなっており、歴史的経緯を持つ在日同胞にも一律に権利制限が課せられていることは適当ではありません。

韓国国内には韓国籍でありながら住民登録から排除されている在外国民も多く生活していることが十分認識され、在外国民が制度上の陥穽に陥ることなく、住民登録者と同様に行政サービスや日常生活の便益を受けられるように制度上の改善を要望します。

また、婚姻によって国内に居住する在外国民のうち、母国語・文化の理解不足により育児・教育に困難が生じている家庭に対しては、多文化家族支援法の支援対象に含めるなど、移民政策・多文化政策も柔軟に対応させることで、在外国民が韓国社会により円滑に定着できるよう支援が行なわれることを要望します。

3. 日本国内における人権課題解決に向けたとりくみについて

① 在日同胞の高齢者・障がい者無年金問題の解決について

日本国内には、年金制度の「国籍条項」が撤廃される以前に、支給対象年齢になっていたために、現在も無年金のまま放置されている、在日同胞高齢者・障がい者の無年金問題がいまだに解決されずにいます。この問題については、2006年11月17日に東京で開催された第32回韓日・日韓議員連盟合同総会「共同声明」で無年金問題の解決の必要性が確認されており、また毎年開催されている韓日アジア局長級協議でも早期解決が必要であるとの議論がなされています。この問題の解決の第一義的な責任は日本政府にあります。解放後、日本の差別的政策のもとで苦しんできた在日同胞一世たちの救済のために、日本政府に早期の問題解決のため働きかけることを要望いたします。

② 日本の外国人地方参政権実現に向けて

すでに韓国国内では、2006年に永住外国人の地方参政権が認められ、投票が実現しています。そしてこれまで韓日首脳会談をはじめ、各級会談のなかで、韓国政府から日本政府に対して実現に向けた働きかけがおこなわれてきましたが、日本国内ではいまだに実現していません。しかし今後日本のなかで在日同胞が、自らの民族性を保ちつつ、日本の地域社会に参画して、日本社会と共生していく上で、地方参政権の重要性はいうまでもありません。ぜひともその実現に向けて努力してくださるよう、要望いたします。

③ 在日同胞の本国往来について

在日同胞は、日本で居住しながらも南北分断の影響を直接的に受けてきました。その結果「韓国籍」「朝鮮籍」によって分断されており、「朝鮮籍」同胞の場合、韓国への往来については、非常に大きな制約を受けています。2000年南北首脳会談を経て、「朝鮮籍」同胞についても、旅行証明書（TRAVEL CERTIFICATE）の発給により韓国との往来が可能でしたが、現在ではほとんどできなくなっています。そのため墓参や故郷訪問、商用や留学、文化交流などさまざまな分野で「朝鮮籍」同胞が往来できない状況です。こうした状況を改めて、「朝鮮籍」同胞に対して旅行証明書の発給の要件緩和をおこない、本国往来の許容範囲を拡大するよう要望いたします。

4. 対外関係について

① 対北政策について

私たちが在日同胞は、南北分断の悲劇の直接的な影響を受けてきたがゆえに、何よりも南北の和解と交流の促進、共存と共栄、そして統一を願っています。しかし、2010年の天安艦事件、延坪島砲撃事件など、李明博大統領時代に南北関係が極めて悪化し、また北朝鮮の行動が犠牲者を生んだことを痛ましく思います。こうした悲劇を再び生まないためにも、南北関係の改善に向けた、韓国政府の積極的な働きかけを強く要望するものです。

② 対日政策について

韓日両国は、東アジア地域の平和と繁栄にとって不可欠で最も重要な隣国関係であり、同時に今後の発展方向として、未来志向かつ重層的な関係を築いていくことが確認されています。そうした基本的な考えに基づき、政治・経済・文化・スポーツ・青少年交流などあらゆる分野での交流が進められてきました。しかしその一方で、現在、日本軍「慰安婦」問題をはじめとする過去の清算や、独島をめぐる対立など、いまだに解決を見えない両国間の懸案が急激に表面化し、対立が深まっています。そして日本社会の右傾化が進むことで、問題の解決の困難さも増しています。こうした韓日の対立の深化は、日本国内の偏狭なナショナリズムの台頭を後押しし、日本に暮らす在日同胞に対する攻撃と排除につながりかねません。

私たちは韓国政府が、韓日関係の重要性に鑑み、同時にいまだ未解決の過去の清算に真摯に向き合いながら、建設的で、問題解決を志向する韓日関係に発展させることを要望するとともに、対日政策の推進にあたって、在日同胞の存在を十分に考慮してくださることを要望します。

5. 統合的な在外同胞政策の推進体制について

現在の在外同胞政策推進は、在外同胞政策委員会、在外同胞財団、政府各部署の関連事業などで推進されています。

いま世界各国に暮らす同胞は、190カ国以上、750万人にも達するといわれており、国内総人口5000万人のうち約15%にも達します。そして海外同胞は、その歴史的経過、居住国との関係などを見ても非常に多様であり、直面している課題もさまざまです。

同時に、いまや世界化の進展の中で、海外同胞の諸問題の解決に寄与し、在外同胞と韓国社会との紐帯を強め、ひいては韓国と居住国との関係を発展させていくネットワークを活性化させることが重要な課題となっています。

こうした大局的な観点から、統合的な在外同胞政策を推進する体制を政府専門部署の創設も視野に入れて整備していくことを要望します。

そして統合的な在外同胞政策を推進するためにも多くの在外同胞が選挙権を行使し、参加することが必要です。しかし今年から実施された在外国民選挙制度は、在外公館での直接投票しか認められていないため、投票の意思がありながらも、在外公館に行くことが困難なため投票できない在日同胞も多数います。ぜひとも郵便投票など、多くの在日同胞が参加することのできる制度を検討してくださるよう要望いたします。

2012年12月

特定非営利活動法人コリアNGOセンター
代表理事 林範夫 鄭甲寿 郭辰雄

<賛同人>

姜誠（ルポライター）／康由美（弁護士）／姜晃範（在日コリアン青年連合同代表）／高東林（行政書士）／高龍秀（甲南大学教授）／高用哲（同法保護者連絡会代表）／金奉植（弁護士）／金石範（作家）／金成元（在日韓国基督教教会館長）／金守珍（俳優・演出家・劇団梁山泊代表）／金信鏞（神戸在日コリアン保護者の会代表）／金時鍾（詩人）／都相太（NPO法人三千里鐵道理事長）／文京洙（立命館大学教授）／朴慶南（エッセイスト）／朴炳閔（世界ハン民族問題研究所所長）／朴一（大阪市大学教授）／裴光雄（大阪教育大学教授）／孫勇（行政書士）／宋富子（文化センターアリラン副理事長）／梁石日（作家）／呉光現（聖公会生野センター総主事）／呉幸哲（税理士）／尹健次（神奈川大学教授）／尹炳泰（司法書士）／殷勇基（弁護士）／李鳳宇（映画プロデューサー）／田月仙（音楽家）／玄月（作家）／在日コリアン高齢者障害者無年金訴訟原告団元代表

（11月30日現在 コレ順）